

令和4（行ウ）第383号 地方自治法に基づく住民訴訟事件

原告



被告 千代田区長

答 弁 書

令和4年11月1日

東京地方裁判所民事第2部Bd 御中

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

特別区人事・厚生事務組合法務部（送達場所）

電話（5210）9860

FAX（5210）9711

被告指定代理人

阿 部 孝



同

合 田



同

品 治



同

須 貝 誠



同

山 本 恭



同	石 綿 賢一郎	 代
同	山 口 和	 代
同	沼 田 竜 輔	 代
同	高 木 裕	 代

第1 本案前の答弁

1 答弁の趣旨

- (1) 本件訴えを却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

2 却下を求める理由

- (1) 本件訴えは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）242条の2第1項3号に基づき、主位的に、令和3年10月14日に、千代田区と訴外大林道路株式会社（以下「訴外大林」という。）との間で締結された神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事に係る工事請負契約（以下「本件工事契約」といい、同契約に基づいて実施される整備工事を「本件工事」という。）が違法に締結されたものであることを前提に、被告が訴外大林に対して本件工事の中止を通知しないことが違法であること、また予備的に、仮に本件契約が適法に締結されたものであるとしても、被告が訴外大林に対し、本件工事契約の約款（以下「本件約款」という。甲B8・3ないし18枚目）第19

の確認を求めるものと解される。

- (2) 法242条の2に基づく住民訴訟について、判例は、当該訴訟の「対象とされる事項は法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである」とした上で、住民訴訟として提起された訴えが適法であるためには、当該訴えの対象とされる行為が「財務会計上の行為としての財産管理行為に当たる場合でなければならない」としている（最高裁判所平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻3号431頁）。

- (3) しかるところ、本件工事は、神田警察通り（以下「本件通り」という。）沿道のまちづくりの一環として（甲2・1頁、甲3・1頁参照）、本件通りのうち白山通りから千代田通りに至るまでの区間（以下「本件工事区間」という。）につき、車道の車線を減らして歩道を拡幅する等の整備を行うことを内容とするものであって（乙2及び乙46）、その目的は、道路整備計画の円滑な遂行・実現を図ることにある。

それゆえ、本件工事はあくまで道路行政上の管理を目的として実施されるものであるから、これを中止する（又は中止しない）こともまた、道路行政の見地からする道路行政担当者としての行為にほかならない。

そうすると、本件工事の中止を訴外大林に通知しないという不作為が、いずれにせよ、千代田区の公金又は財産の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないことは明らかというべきである。

(4) したがって、原告が「怠る事実」（法242条の2第1項3号）として摘示する行為（不作為）は、いずれも財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらず、住民訴訟の対象とはならないものであるから、本件訴えは却下を免れない。

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第3 請求の原因に対する認否及び被告の主張
必要に応じて、追って行う。

附 属 書 類

- | | |
|----------|-----|
| 1 代理人指定書 | 1 通 |
|----------|-----|